浦　監　第　３９　号
令和８年 11 月 25 日

請求人　　様

浦添市監査委員　宮　島　達　彦

浦添市監査委員　金　城　大　輔

浦添市職員措置請求について（通知）

令和 8 年 11 月 11 日付けで提出がありました地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、監査委員において審査した結果、要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求は、（仮称）浦添市多目的運動施設実施設計業務委託に関する令和 5 年 1 月 27 日付けの業務完了検査及び検収に関する行為並びに令和 5 年 3 月 20 日付けの支出命令及びこれに基づく委託料支出等を対象として、関係職員の調査、契約履行状況や補助事業実績報告書等に関する調査・是正措置及び損害補填に必要な措置等を求めるものである。

2 却下の理由

法第 242 条第 2 項本文は、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないと規定し、同項ただし書は、「正当な理由があるときは、この限りではない」と規定している。

本件請求の対象とされている財務会計上の行為は、実施設計業務委託に係る完了検査及び検収（令和 5 年 1 月 27 日）及び委託料の支出（同年 3 月 20 日）になされたものであり、いずれも本件請求がなされた令和 8 年 11 月 11 日時点においては、当該

行為のあった日又は終わった日から既に 1 年の期間を経過していることは明らかである。

ここで、法第 242 条第 2 項ただし書にいう「正当な理由」の有無については、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時期から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解されている（最高裁判所昭和 63 年 4 月 22 日第二小法廷判決、最高裁判所平成 14 年 9 月 12 日第二小法廷判決参照）。

本件において、請求人は令和 8 年 10 月 21 日開催の調査特別委員会における参考人説明等で知り得ることができたと主張しているものの、本件請求に係る検収・支出等の経緯及び問題点については、令和 8 年 8 月 8 日付けの沖縄タイムス紙において報道されており、住民が相当の注意力を必要とせずとも客観的にみて当該行為の存在及び内容を知り得たのは遅くとも令和 8 年 8 月 8 日以降と認められる。

しかるに、本件請求がなされたのは当該報道から 3 か月を経過した令和 8 年 11 月 11 日であり、上記判例で示された「相当な期間内」に監査請求がなされたものとは認められず、法第 242 条第 2 項ただし書に定める「正当な理由」があるとはいえない。

以上のとおり、本件請求は法第 242 条第 2 項の監査請求期間を経過してなされたものであり、「正当な理由」も認められず不適法であり、これを却下する。